

第7期嬉野市農業委員会
第14回定例総会議事録

令和7年 9月2日

嬉野市農業委員会

第7期嬉野市農業委員会 第14回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	岩屋川内大久保 外2筆	R7.9.2	承認
	2	岩屋川内藤ノ川	R7.9.2	承認
	3	岩屋川内上平 外1筆	R7.9.2	承認
	4	久間後山 外3筆	R7.9.2	承認
	5	久間後山	R7.9.2	承認
	6	岩屋川内大多布 外30筆	R7.9.2	承認
	7	不動山矢頭代 外1筆	R7.9.2	承認
	8	岩屋川内島ノ元 外1筆	R7.9.2	承認
	9	岩屋川内祭代	R7.9.2	承認
	10	岩屋川内春田 外4筆	R7.9.2	承認
	11	久間北目 外2筆	R7.9.2	承認
	12	岩屋川内祭代 外1筆	R7.9.2	承認
	13	岩屋川内藤ノ川 外1筆	R7.9.2	承認
議案第2号		農用地利用集積等促進計画案について		
		賃借権設定（中間管理機構）		
	1～86	五町田立割 外239筆 貸借権・使用貸借権	R7.9.2	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	岩屋川内大久保 外4筆 売買	R7.9.2	許可
	2	下野二本椎 売買	R7.9.2	許可
	3	久間二本松 外5筆 贈与	R7.9.2	許可

	4	岩屋川内祭代 売買	R7.9.2	許 可
	5	岩屋川内島ノ元 外1筆 売買	R7.9.2	許 可
	6	岩屋川内春田 外6筆 売買	R7.9.2	許 可
	7	久間大道 外4筆 売買	R7.9.2	許 可
	8	久間北目 売買	R7.9.2	許 可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	真崎大牟田東 一般住宅	R7.9.2	承 認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	馬場下四本松 一般住宅	R7.9.2	承 認
	2	馬場下四本松 特定建築条件付売買予定地	R7.9.2	承 認
	3	下宿二本松 外1筆 店舗及び駐車場	R7.9.2	承 認
	4	下宿 一般住宅【近隣商業地域】	R7.9.2	承 認
議案第6号		農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	下野二本椎 宅地分譲・事業計画区域の拡大	R7.9.2	承 認

第7期嬉野市農業委員会 第14回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 7年 9月 2日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館 2階 視聴覚室
- 3 開会日時 開会 9月2日 午後1時30分 議長 石橋 勇市
及び宣告 閉会 9月2日 午後2時57分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の 公開
可否・理由 農業委員会等に関する法律第32条

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
会長	石橋 勇市	○	議長	7	田中 嘉靖	○	
1	嬉野 奉文	○		8	永尾 智子	○	
2	吉田 正幸	○	憲章朗読	9	中村 法嗣	○	事前審査班長
3	織田 伊津子	○		10	峰松 善継	○	
4	前田 安一	○		11	辻 知子	○	
5	志田 義信	○	議事録署名	12	峰 正巳	○	
6	梶原 文雄	○	議事録署名				

(事務局)

氏名	出欠	備考	氏名	出欠	備考
大曲	○	局長	永田	○	主査
西田	○	主任	中山	×	

農業委員会以外の出席者：農業政策課 主任 東

6 報 告
報告第 号 0 件

7 議 案

議案第 1 号 農用地利用集積計画の解約について 1 3 件
議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について 別添
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 8 件
議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による申請の許可について 1 件
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 4 件
議案第 6 号 農地転用許可後の事業計画変更及び
農地法第 5 条の規定による申請の承認について 1 件

8 その他

売買価格は、反当たり 167,997 円、全体で 1,200,000 円です。

図面は 8 ページから 11 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 1 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 (質問等) なし

事務局 (回答等) なし

議長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 1 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 2 番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 井手川内 の ○○ ○○ 様、

譲受人は 井手川内 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 下野 二本椎 甲○○番

地目は田(現況:畑)で、面積は 95 m²です。

譲渡理由は農業廃止のため、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり 105,263 円、全体で 10,000 円です。

図面は 12 ページから 13 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 2 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 (質問等) 嬉野委員～ 本案件は佐賀県農業公社を介したのですか。

事務局 (回答等) 取引金額が安価なため、佐賀県農業公社を介してはいません。

議長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 埼玉県蓮田市 の ○○ ○○ 様

譲受人は 伊万里市 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 久間 二本松 甲○○番○ 外5筆、

地目は田・畑で、面積は田が584㎡、畑が358㎡、

合計で942㎡です。

譲渡及び譲受理由は 兄妹間の贈与 です。

図面は14ページから15ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありま
せんか。

委 員

(質問等) な し

事 務 局

(回答等) な し

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり
許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号3番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....

議 長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号4番、売買 による所有権の移転です。

譲渡人は 三 坂 の ○○ ○○ 様

譲受人は 上岩屋 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 岩屋川内 祭代 乙○○番

地目は畑で、面積は866㎡です。

譲渡理由は農業廃止のため、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり50,808円、全体で44,000円です。

図面は16ページから17ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 4 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

委員 (質問等) な し

事務局 (回答等) な し

議長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 4 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 4 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 5 番、売買 による所有権の移転です。

譲渡人は 三 坂 の ○○ ○○ 様

譲受人は 上岩屋 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 岩屋川内 島ノ元 甲○○番 外 1 筆、

地目はすべて田で、面積は合計で 840 m²です。

譲渡理由は農業廃止のため、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり 141,549 円、全体で 118,901 円です。

図面は 18 ページから 19 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 5 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

委員 (質問等) な し

事務局 (回答等) な し

議長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 5 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 5 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....
議 長
事 務 局

次に、整理番号 6 番について、事務局の説明を求めます。
整理番号 6 番、売買 による所有権の移転です。
譲渡人は 三 坂 の ○○ ○○ 様
譲受人は 上岩屋 の ○○ ○○ 様、
所在地は、大字 岩屋川内 春田 乙○○番 外 6 筆、
地目は田・畑で、面積は田が 726 m²、畑が 4,356 m²、
合計で 5,082 m²です。
譲渡理由は農業廃止のため、譲受理由は経営規模の拡大です。
売買価格は、反当たり 52,027 円、全体で 264,401 円です。
図面は 20 ページから 23 ページをご覧ください。以上です。

議 長
委 員

それでは、整理番号 6 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありま
せんか。

事 務 局

(質問等) 前田委員～ 譲渡人の方の職業と年齢はどのくらいですか。

(回答等) 左官工の方で 70 代です。現在、当該農地を借りて耕作されてお
り、この方が買い取られます。

議 長
委 員

他にありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 6 番について、原案のとおり
許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 6 番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....
議 長
事 務 局

次に、整理番号 7 番について、事務局の説明を求めます。
整理番号 7 番、売買 による所有権の移転です。
譲渡人は 佐賀市 の ○○ ○○ 様 外 2 名
譲受人は 北下久間 の ○○ ○○ 様、外 1 名
所在地は、大字 久間 大道 乙○○番 外 4 筆、
地目は田・畑で、面積は田が 3,207 m²、畑が 218 m²、
合計で 3,425 m²です。
譲渡理由は農業廃止のため、譲受理由は経営規模の拡大です。
売買価格は、反当たり 14,598 円、全体で 50,000 円です。
図面は 24 ページから 27 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 7 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

委員 (質問等) 前田委員～ 実際に農業をされるのですか。

事務局 (回答等) 移住をされて営農されています。

議長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 7 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 7 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号 8 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 7 ページ、整理番号 8 番、売買 による所有権の移転です。

譲渡人は 横浜市 の ○○ ○○ 様

譲受人は 北下久間 の ○○ ○○ 様、外 1 名

所在地は、大字 久間 北目 乙○○番、

地目は田で、面積は 1,267 m²です。

譲渡理由は農業廃止のため、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり 7,893 円、全体で 10,000 円です。

図面は 28 ページから 29 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 8 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

委員 (質問等) な し

事務局 (回答等) な し

議長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 8 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 8 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

委員 (質問等) 嬉野委員～ 溜桝の図面はありますか。
事務局 (説明等) 今、手元にはありませんが設計士が排水計画も考慮して設計されています。

議長 他にありませんか。
委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]
議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号2番です。
譲渡人は 牛坂の〇〇〇〇様、
譲受人は 福岡市の株式会社〇〇様、
所在地は、大字 馬場下 四本松 甲〇〇番、
地目は田で、面積は574㎡です。
農地区分は第2種農地、用途目的は特定建築条件付売買予定地です。
事由は、嬉野市塩田町内で当社で新築住宅建築のための住宅用地を探していました。当該地は県道沿いで見通しが良く利便性が高いため、住宅需要があると考え、特定建築条件付売買予定地として転用したい ということです。
東は田・道路、西は里道・雑種地、南は雑種地・田、北は里道・道路 です。
売買価格は、反当たり1,742,160円、全体で1,000,000円です。
図面は34ページから35ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議長 前田委員 地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
地域担当 (説明等) 現場は3棟の住宅が建つ計画をされているみたいです。仲介はエイコーが入っていらっしゃいます。埋め立てを行い排水計画も適正になされるので問題はないと思いますが、豪雨災害時の上流からの流れ込みが気になるところです。

議長 中村班長、審査結果の報告をお願いします。
班長 (事前審査の結果報告等) 先ほど協議した隣の案件になると思いますが、溜桝を作ってコルゲート管で流すことになると思います。また下水は下水管に流すので、その件については問題ないと思います。しかし気になる場所もございしますが、近隣同意なども取れているとの事なので良いのではと思って

おります。

議長
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
(質問等) 前田委員～ 溜柵があまりにも大きい計画ですが、どうしてなのでしょう。また、維持管理については、どうなのですか。

事務局

(説明等) 設計会社が流量等を計算して、その溜柵が必要と判断されています。なお、維持管理の対策も講じてあると認識しています。

議長
委員

他にありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長
事務局

次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。
整理番号 3 番です。

貸付人は 今 寺 の ○○ ○○ 様、

借受人は 新潟市 の 株式会社 ○○ 様、

所在地は、大字 下宿 二本松 甲○○番 外 1 筆

地目はすべて田で、面積は合計で 4,139 m²です。

農地区分は第 3 種農地、用途目的は店舗及び駐車場です。

事由は、新潟県で農業資材・工具等の販売を行う会社法人ですが、今回嬉野市に出店する計画で、当該地は国道に面して交通量が多く集客が見込めるため、店舗・駐車場として転用したい ということです。

東は宅地・道路・田、西南は田・道路、北は道路・宅地です。

賃借料は、非公開となっており、賃貸借契約書の写しにも諸事情により全国通例で金額箇所は消させて頂いているとの事です。

図面は 38 ページから 39 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議長
地域担当

嬉野委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

(説明等) ここは用途地域内でもあり、隣接地は商業施設であります。住環境にも抵触はせず利便性も良いため問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長
班長

中村班長、審査結果の報告をお願いします。
(事前審査の結果報告等) 田が2筆ありまして、狭い方を駐車場にするということです。田の横の水路ですが、周辺の耕作者と同意の上、用排水計画をされています。但し、日照権が気になるところですが、地権者同意がなされているとの事なので問題なしと判断しました。

議長
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
(質問等) なし

地域担当・班長

(回答等) なし

事務局

(説明等) なし

議長
委員

他にありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長
事務局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
議案書31ページ、整理番号4番です。

譲渡人は 温泉3区 の ○○ ○○ 様、

譲受人は 温泉4区 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 下宿 乙○○番 外1筆

地目は宅地(現況:畑)・畑で、面積は合計で436.74㎡です。

農地区分は第3種農地、【近隣商業地域】

用途目的は一般住宅です。

事由は、現在、借家住まいであり、一戸建住宅を建築するため、申請地を転用したい ということです。

東南は宅地・道路、西北は宅地 です。

売買価格は、反当たり42,347,850円、全体で18,495,000円です。

図面は40ページから41ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委員 前田委員～ 農事法人で耕作していた農地を耕作者本人が作りたいといわれている。場所も法人が耕作している真ん中にあたるため、農作業上お互い支障をきたすため苦慮している。何か良い方法がないでしょうか。

事務局 回答～ 本来、自身の農地は自身が耕作するのが原則なので、再度協議が必要とおもいます。

議長 それでは、会議を閉じます。

第7期嬉野市農業委員会第14回定例総会を閉会します。

(午後 2時 57分 閉会)

議長 それでは、その他の事項について、事務局説明をお願いします。

局長 次の総会と事前審査の日程についてお知らせします。

次回、第15回の総会は、令和7年10月1日 水曜日、午後1時30分から、

◎嬉野市中央公民館 視聴覚室 で開催します。

事前審査は、9月29日 月曜日 午前8時半から実施です。

担当は5班(1Gr)です。

嬉野市農業委員会総会会議規則第24条第3項の規定により、ここに署名する。

令和7年9月2日

嬉野市農業委員会第14回定例総会議長

署名委員（志田委員）

署名委員（梶原委員）
